

平成20年5月20日
(独)農林漁業信用基金

100%保証の対象とする資金の見直しについて

農林漁業信用基金の林業信用保証において、100%保証の対象とする資金を下記のとおり見直しますので、お知らせいたします。

この見直しは、平成18年12月24日付で主務省より示された「独立行政法人農林漁業信用基金の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直しについて」において100%保証の見直しを行うよう指摘があったこと等に対応するものです。

記

1 施行日

平成20年6月1日

(平成20年6月1日保証申込受付分より新たな資金メニューを適用します。)

2 変更の内容

(1) 現行で9メニューの100%保証対象資金を、見直しにより4メニューとします。

(2) 「林業・木材産業支援資金」を新設

立木や原木をまとめて売買する場合等、スポット的なニーズに対応した新たな資金メニューを設けます。

(3) 間伐材資金の対象を拡大

高性能林業機械の購入等間伐材生産に係る設備資金について、100%保証の対象とします。

詳細につきましては、次頁「100%保証の改正について」及び「林業・木材産業支援資金」を参照ください。)

お問い合わせ先

林業管理室 楠田

03-3294-5581

林業部保証課 櫻井

03-3294-5585

100%保証の改正について

平成20年6月1日より実施いたします。

現行（9メニュー）	見直し後（H20年6月～：4メニュー）
制度資金（法定計画認定者に係る資金） （木材産業等高度化推進資金、林業・木材産業 改善資金、林業経営高度化推進資金等）	（100%保証を継続）
間伐材資金	（100%保証を継続） （新たに、高性能林業機械の購入等間伐材生産に係る設備資金に対しても100%保証とする。）
高次加工資金	「高品質木材生産資金」【統合】 （単体で実施する場合の100%保証の限度額は従来どおり高次加工7千万円、JAS材生産5千万円、乾燥材生産5千万円とするが、これらを複合的に実施する場合の100%保証の限度額は1億円とする。）
JAS資金	
乾燥材資金	
組合資金	
少額利用者資金	【今後、新規に引き受けるものは、80%保証の一般資金で対応】 （継続利用については100%保証）
グリーンサポート3000 （融資機関が「正常先」に区分した事業体に対し 3千万円まで無担保・100%で保証）	
当座貸越根保証資金	「林業・木材産業支援資金」【新設】 （立木や原木をまとめて売買する場合など、一時的に運転資金の追加が必要となる事業体の借入について、他の資金とは別枠で2千万円まで無担保・100%保証（3年以上安定的な経営を継続している事業体を対象））
（旧国産材資金）	【今期中期計画期間末に100%保証の継続措置を廃止】

「林業・木材産業支援資金」

経営上のスポット的な資金ニーズに対応することにより、林業・木材産業の重要な担い手である優良事業体を育成するとともにその経営を支えることを目的として、無担保・100%保証の資金メニューを創設。

1. 保証対象者

協定等に基づき立木や原木をまとめて売買する場合や新たな事業の開始、事業承継等に当たって一時的な運転資金についての借入が必要となった林業

・木材産業者で次の項目に該当する方。

組合（直営事業を行っている組合に限る）、会社、個人
業歴が3年以上あり、直近3年間の業況が安定している者

自己資本が実質債務超過になっていないこと

融資機関借入金に延滞がないこと

融資機関借入金総額が年商以内であること

ただし、最終的な保証引受は当基金の審査によるものとします。

2. 保証限度額

借入金の元本の額が月商の2ヶ月以内、かつ、2000万円まで。

3. 資金使途

素材生産、木材・木製品製造等に係る運転資金。

4. 保証期間

原則3年以内（特認5年）とし、原則として更新、期間の延長を認めない
臨時保証扱い。

5. 担保・保証人

原則として無担保で100%保証。原則として保証人2名以上。

6. 償還方法

短期保証分は一括又は分割弁済。

長期保証分は分割弁済（最長6ヶ月の据置期間）。

7. 貸付利率

取扱金融機関の所定の利率。

8. 保証料率

年0.20%～1.10%

保証申し込みされた方の財務内容等により異なります。